

## 神戸市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(第4次)(案)に関する 意見募集(パブリックコメント)の結果について

神戸市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(第4次)(案)に関し、「神戸市民の意見提出手続きに関する条例」に基づき、意見募集を実施しました。

### 1. 意見提出期間

令和2年12月21日(月)から令和3年1月25日(月)まで

### 2. 資料の閲覧・配布場所

①こども家庭局家庭支援課

②市政情報室

③各区役所・支所・出張所

その他、広報紙K O B E 及び神戸市ホームページにおいて案内

### 3. 意見募集の結果

14通(69件) … 別添資料参照

#### 【内訳】

|                        |     |
|------------------------|-----|
| ・計画策定の趣旨等              | 10件 |
| ・基本方針1「DVの予防・啓発」       | 12件 |
| ・基本方針2「DV被害者の保護と安全の確保」 | 16件 |
| ・基本方針3「DV被害者の自立支援」     | 14件 |
| ・基本方針4「子どもへの支援」        | 11件 |
| ・基本方針5「推進体制の強化」        | 3件  |
| ・参考資料                  | 3件  |

## 神戸市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(第4次)(案)に関するご意見及び 神戸市の考え方について

※ご意見の主旨を損なわない範囲で要約させていただいています。また、同様の趣旨のものはまとめて掲載しています。

|          | ご意見   | 神戸市の考え方  |
|----------|---|--|
| 計画策定の趣旨等 |   |  |
| 1        | 国際的に、DVや性暴力はジェンダーに基づく暴力と定義され、ジェンダー平等は国連のSDGsの5番目の目標にも掲げられている。DVに苦しむ人のいない街、神戸市をつくるために、神戸市の全ての施策にジェンダー平等の視点を入れてほしい。そのために、全職員を対象に毎年1回はジェンダー平等研修を実施してほしい。ジェンダーによる差別のない、DVや児童虐待に苦しむ人のいない神戸市が、将来きっと実現されると願っている。 | 神戸2025ビジョンでは、SDGsの「ジェンダー平等を実現しよう」というゴールを踏まえ、「基本的な考え方」にジェンダー平等の視点を掲げています。<br>男女共同参画や女性の活躍推進は全ての分野に共通する課題であり、神戸市の全ての施策を実施する上で持つべき視点として進めていきます。<br>また、各局・室・区で毎年実施される人権研修や各課で毎年実施される倫理研修、その他の職場研修において、男女共同参画をテーマに取り上げ、市職員の意識啓発を行っています。 |
| 2        | ジェンダーの視点が抜けている印象を受けた。DVは決して家庭内だけのプライベートな問題ではない。社会にはびこるジェンダーバイアス、男女の力の不均衡、そのような社会的要因が暴力を生み出している。しかし計画書を見ていると残念ながらDVを社会構造から成る問題だと捉えているのか分からなかった。DVを人権問題だとしっかり明記されているだけに残念である。                               | DVの被害者の多くが女性であることは、男女の経済的格差など構造的な問題も関係しています。全ての人が安全で安心して暮らせる社会を実現するために、あらゆる暴力を防止し、暴力を許さない社会を目指す絶え間ない取り組みが必要であると考えています。   |
| 3        | 「これまでの取り組みを推進するとともに」を「これまでの取り組みを拡充するとともに」とされたい。   | これまでの取り組みを着実に推進していく中で、拡充を検討することとします。   |
| 4        | 「子どもを守るために」を「子どもを暴力から守るために」とされたい。   | 暴力に限定せず、子どもを守る取り組みを進めたいと考えています。  |
| 5        | 神戸市男女共同参画基本計画との関連について記載する必要があるのではないか。(2件)   | 男女共同参画基本計画とDV対策基本計画は、いずれも「神戸2025ビジョン」の部門別計画であり、相互に関連しています。<br>重大な人権侵害であるDVの根絶を目指すことは、神戸市男女共同参画の推進に関する条例の   |

|                 |   |  |
|-----------------|---|--|
|                 |   | 基本理念として掲げられている「男女の人権の尊重」に合致します。現在策定中である神戸市男女共同参画計画（第5次）において、あらゆる暴力の根絶に向けての予防啓発・支援について記載しております。   |
| 6               | 神戸市の子ども虐待防止に関する取組との関連について記載する必要があるのではないか。（2件）   | 基本方針4においてDVと児童虐待の関連について記載し、連携した対応を進めることとしています。   |
| 7               | 子ども虐待の部署との連携を深めることが大きな目標となっているので、そのこと分かる指標も必要なのではないか。   | DV相談窓口と児童虐待相談窓口がそれぞれの取組みを進めながら、連携を深めていきます。   |
| 8               | 計画の進行管理は、進捗管理の方がよいのではないか。   | ご意見を反映し、進行管理を進捗管理に変更します。   |
| 基本方針1「DVの予防・啓発」 |   |  |
| 1               | 啓発の対象者は全市民なので、「明確にして」ではなく、対象者を「絞って」の方がよい。   | 広く全市民を対象とした啓発に加え、対象者を明確にして、伝わりやすい内容や方法を工夫した啓発も重要であると考えています。  |
| 2               | 市のHPなどでDV、児童虐待などについての情報が得られるようにすることも追記すべきである。DVキャンペーン時だけでなく、あらゆる機会をとらえての市民・事業者への啓発が必要。                    | 市のHPにはDV及び児童虐待についての情報を掲載しています。啓発は様々な機会を捉えて実施していきます。  |
| 3               | 企業を対象とした取り組みが少ない印象を受けた。中小も含めて企業を対象とした啓発の働きかけが必要だと思う。加害を予防するには企業との連携が不可欠だと思うので、商工会議所等を巻き込んだ取り組みを期待する。      | 事業者と協働した予防啓発キャンペーンの実施や、経営者団体への予防啓発の呼びかけを検討していきます。  |
| 4               | 「小中学校の人権教育における自分も周りの人も大切に作る心を育て暴力の防止につながる取り組みの推進」を、「予防・防止」としてほしい。   | 暴力防止については、生徒指導上の重要な課題と認識しており、これまでも各校の実態や子供の発達段階を踏まえ、学校の教育活動全体の中で学習を進めています。<br>「防止につながる取り組み」には予防も含まれると考えており、今後も取り組みを進めていきます。                |
| 5               | ジェンダーの視点を持った平等教育を、市内の小学校から高校で教員と生徒を対象に実施してほしい。学校の風土全体をジェンダー平等の視点から変えていくことが大切。また、市内の企業の社員を対象にも実施してほしい。（2件） | 児童生徒が性別によって活動を制限されることなく、個人として尊重され、自分らしい生き方を選択できるよう、各校の実態や子どもの発達段階を踏まえ、学校の教育活動全体の中で学習を進めています。<br>教員に対しては、教員8年目が受講する法定研修（中堅教員等資質向上研修）において、人権 |

|                              |  |   |
|------------------------------|--|---|
|                              |  | <p>尊重の意識を高めるための研修（男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進を含む）を実施しています。また、教育課題研修として学校力アップ講座「女性活躍推進」を年間2回実施し、教員の意識向上を図っています。</p> <p>男女共同参画を推進するため、市内の経済団体等と連携し、企業に対してセミナーや情報発信等を行っています。引き続き、様々な機会を通じて男女共同参画への理解の促進に努めていきます。</p> |
| 6                            | <p>教育委員会に協力してもらい、神戸市内の全中学校、高等学校で学年を決めてDVに関する予防啓発教育を実施できるようにしてほしい。</p>        | <p>DVやデートDVについて、将来のDV被害者及び加害者を生み出さないためにも、多岐にわたる人権課題の中で、特別活動や総合的な学習の時間等を活用して、人権教育を実施しています。</p> <p>デートDV予防啓発事業については、より多くの学校で実施できるよう取り組んでいきます。</p>   |
| 7                            | <p>母子手帳や子育てブックレットの中にもDVに関する記述を今後も引き続き掲載してもらいたい。相談機関の案内も必須である。</p>            | <p>母子手帳の副読本にDVについての記述と相談先の案内を掲載しています。今後子育て世帯向けWEBページを活用した予防啓発も検討していきます。</p>   |
| 8                            | <p>DV被害者への適切な支援の実施のため、市職員、医療関係者、教育関係者、子どもに関わる機関の職員を対象に、DV研修を実施してほしい。（4件）</p> | <p>配偶者暴力相談支援センターが実施するDV被害者支援関係機関担当者向け研修や、各部署の実務者研修において、DV被害者支援に関する知識を周知し、DV被害者に配慮した適切な支援の実施に努めていきます。</p>  |
| <p>基本方針2「DV被害者の保護と安全の確保」</p> |  |   |
| 1                            | <p>高齢、障害、外国人の被害者とともに、性的マイノリティの被害者も加えてほしい。（4件）</p>                            | <p>神戸市では、性的マイノリティをテーマにした人権講演会や映画会を行ったほか、啓発冊子の配布を行うなど、理解促進に努めてきました。ご意見を反映し、性的マイノリティの被害者を追加して記載します。</p>   |
| 2                            | <p>「通訳派遣など外国にルーツを持つ被害者への実施」について、神戸市国際交流協会の通訳のスキルアップを図り、通訳派遣活用拡充すべきである。</p>   | <p>(公財)神戸国際協力交流センターでは通訳者のスキルアップを行っています。</p> <p>兵庫県女性家庭センター主催の「DV相談基礎研修会」を通訳者が受講しました。兵庫県内で外国人の生活相談を担当している行政機関及びNGOの相談員の資質向上を図るための会議を開催し、DV被害者の相談内容や解決策等についても情報交換を行いました。</p> <p>通訳派遣については区役所の窓口や神戸市内の</p>       |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   |   | 公的施設への派遣を行っています。  |
| 3 | 障害者虐待防止法に基づく対応件数のうち、配偶者からの虐待が0件か、非常に少ないが、すべてのDV相談件数に比べて少なすぎると思う。障害者支援の関係機関及び障害者当事者へのDV啓発が必要なのではと思う。   | 障害者支援の関係機関に対する研修において、DV被害者支援についても取り上げ、啓発を行っています。  |
| 4 | 児童扶養手当や生活保護を受給している方は、交際相手やいつの間にか同居している相手からの暴力については、福祉事務所で相談しづらい場合もある。相談に乗ったり保護するには、区役所の建物以外での相談場所、民間団体などの組織、保護施設が必要だと思う。  | 配偶者暴力相談支援センター及び区役所において、被害者の状況に配慮した相談対応を行います。相談先の選択肢を広げるため、神戸市HPやリーフレットにおいて民間支援団体についても周知します。   |
| 5 | 配偶者暴力相談支援センター、区保健福祉部にケースワーカーを配置してほしい。   | 配偶者暴力相談支援センターの相談員、区保健福祉部の相談員が、利用可能な制度やサービスを案内し、相談者の抱える問題を解決できるように援助しています。   |
| 6 | DV被害者支援者研修で支援に役立つ社会資源や生活保護活用についての研修を実施することで、ケースワークのスキルの高い相談員を育成してほしい。   |   |
| 7 | 民間シェルターへの安定的な財政支援を行うべきである。(3件)  | 民間シェルターは被害者の一時保護だけでなく、相談への対応、被害者の自立に向けたサポートなど、被害者に対する様々な支援を行っています。民間シェルターの存在意義は大きいと認識しており、運営費の補助を行っています。  |
| 8 | 緊急時の住宅の確保について。DV被害者が暴力から逃れるには安全な住居の確保は不可欠である。DV被害者からのSOSがあり、事前に警察やDVセンターに被害相談をしている場合は、緊急一時保護施設か恒久的な住居かを当事者が選ぶことができるようにしてほしい。恒久的な住宅を希望する場合は、市営住宅、もしくは賃貸住宅等の住居を市が提供してほしい。 | 市営住宅の申込みは、2人以上の世帯であることが原則ですが、一定の要件を満たすDV被害者の場合は、単身世帯でも申し込めるよう優遇を図っています。   |
| 9 | 市営住宅の目的外使用が令和元年度には0世帯になっている。利用しやすいように制度を改善してほしい。(2件)  | 市営住宅の目的外使用は、本来入居者の入居を阻害しない範囲で行っており、一定のルールのもと、使用を認めています。平成30年7月には、使用者の負担軽減のため、使用料を1年間免除とするなど、制度の見直しを行ってきております。令和元年度は利用が0件でしたが、前年の平成30年度は4件で、令和2年度は令和3年2月1日現在で4件の使用許可をしてお |

|                   |   |  |
|-------------------|---|--|
|                   |   | ります。今後も引き続き必要に応じて制度の検討をまいります。  |
| 10                | 緊急一時保護(母子生活支援施設等も含む)においては、被害者の安全を最優先にしつつ、被害者の個々の状況を踏まえてニーズを把握し、被害者の利便を必要以上に制限することがないような環境づくりに取り組んでほしい。  | 緊急一時保護については、加害者からの追跡の回避など、入所者の安全・安心を最優先としつつ、様々な制約の中でも可能な限り入所者の希望に沿った対応を行う必要があると考えております。本市としましても、引き続きどのような支援ができるのか、また必要なのかについて検討していく必要があると考えています。 |
| 基本方針3「DV被害者の自立支援」 |   |  |
| 1                 | 「市役所内各部署の情報管理マニュアルの共有と改善」について、情報管理マニュアルだけではなく、職員の異動があっても、区によって対応や支援に差ができないような対策を市として考えてほしい。   | 各部署における研修の実施等により、DV被害者に配慮した対応や支援に努めていきます。  |
| 2                 | 「被害者の実情に合った児童扶養手当や生活保護など福祉制度利用に関する相談の強化」について、加害者との別居が長期になっているにもかかわらず、離婚調停が難航したり、調停という方法でも加害者に関わることが危険な被害者もいる。加害者が婚費を払わず、被害者および同伴児が生活に困るとする場合も多くみられる。保護命令発令された人だけでなく、児童扶養手当の受給が可能にならないか、検討してほしい。 | 保護命令以外でも、父または母が児童と同居せず扶養義務および監護義務を全く放棄している状態が一年以上にわたっていれば「遺棄」の要件に該当し、受給することができる場合があります。遺棄の要件に該当するかどうかは、個々の状況をお伺いして判断します。                         |
| 3                 | 令和元年度市営住宅の定時募集において、DV被害女性の当選率は4倍であり、32人中8人しか当選していない、つまり救済されていないのではないか。  | 市営住宅の定時募集において、一定の要件を満たすDV被害者がいる世帯など、世帯の構成、障害の有無その他の事由により特に住宅に困窮していると認める入居申込者には、抽選番号を追加で付与し、抽選倍率を優遇しています。   |
| 4                 | DV被害者は災害避難者と同じだと思う。本来ならば生活の基盤を変えずに避難後も生活できるようになれば一番いいが、そうはいかず仕事、住居、人の繋がりも失う。そのため避難後は速やかに住居の提供が必要だと思う。空き市営住宅等をもっと活用してほしいと思う。   | 現在、空き市営住宅の内、本来入居者の入居を阻害しない範囲で、一定の要件を満たすDV被害者向けの住宅を確保し、一時使用住宅を提供しております。使用者の負担軽減のため、1年間は使用料免除としておりますので、その間に新しい生活基盤を整えていただきたいと思います。                 |
| 5                 | DV被害者が住居の確保を必要とする場合、家賃補助制度の条件である“公営住宅を1回落選した場合”という条項は外してほしい。事前に警察やDVセンターに被害相談をして  | 希望の市営住宅へ応募しても当選できないためにやむなく家賃の高い民間賃貸住宅に居住している世帯を対象とするため、当該要件を設定していますが、緊急的な理由により公営住宅に申   |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | いる場合。   | し込みができない場合は、制度の趣旨を踏まえ柔軟に対応します。  |
| 6  | 被害者母子への支援として、ひとり親世帯への家賃補助制度は非常に有用な制度である。単身女性にも同様の支援を検討してほしい。  | 本制度は、貧困連鎖防止等の観点から、よりよい住環境への住み替え支援による暮らしのステップアップや子どもの健全な成長促進を目的としているため、経済的に特に厳しい状況におかれているひとり親世帯を対象としています。  |
| 7  | コロナ期において母子の生活は困窮しており、助けを求められない状況のDV被害者母子もいる。今後もこのような状況が続くと考えられることから、その対策も視野に入れてほしい。   | コロナ禍におけるひとり親家庭の支援については、長期的な視点で将来の自立に繋がる支援が必要と考え、資格取得 WEB 講座・就職準備金の支給など就業支援を中心とした本市独自の施策をいち早く実施しました。さらに、経済的支援として、臨時給付金の支給を行いました。今後も引き続き必要な支援の充実に向けて取り組んでまいります。 |
| 8  | 住まいの確保、就労支援、経済的支援を行ってほしい。   | 市営住宅入居選定時の優遇措置の実施、民間住宅に入居するひとり親世帯への家賃補助制度の実施、区役所内ハローワーク窓口等における就業支援、児童扶養手当や生活保護等の福祉制度利用に関する相談対応などの支援を行っていきます。  |
| 9  | ステップハウスの設置、または民間のステップハウスへの財政支援を行ってほしい。DVの危険度を個別に慎重に考慮した上で、通勤、通学が可能であり、見守りのあるステップハウスは一つのDV被害者への社会資源である。次の仕事が決まるまで、離婚が決まるまで、ある程度心が回復するまで、最長1年程度、スタッフの見守りのあるステップハウスを市営住宅や休眠職員住宅棟を活用して設置してほしい。もしくは、民間のステップハウスへの財政支援を行ってほしい。 | ステップハウスでの支援は、令和2年度より国のパイロット事業の対象となっており、県が実施しています。今後の国の動向を注視していきます。  |
| 10 | 生活困窮家庭への生活保護の柔軟な活用を実施してほしい。本人の状況を考慮した就労支援を行ってほしい。   | 生活保護は法定受託事務ですので、国から示された基準に従って今後も実施していきます。就労支援につきましては、その方の状況等に応じた個別の支援をしていくため、個々の状況を踏まえた職業相談を行い、履歴書の書き方、面接対応の仕方等、きめ細やかな援助に努めています。                              |
| 11 | 経済的支援に関する情報提供を行ってほしい。犯罪被害者給付金制度や給付型の奨学  | 配偶者暴力相談支援センター及び区役所における相談対応において、経済的支援に関する情報  |

|                |   |   |
|----------------|---|---|
|                | 金、家賃補助の制度、その他の助成金の情報を収集し広報してほしい。  | 提供を行っていきます。   |
| 12             | DVから逃れた後も、心理的回復を含めさまざまな問題を抱えている現状に対して、どこに相談したら良いのかを避難してきた人に分かるような情報の入手方法について考えてほしい。   | 配偶者暴力相談支援センター及び区役所において、DVに関する相談に対応しており、利用可能な施策を案内しています。相談先については、区役所で転入者向けに配布する冊子や市広報紙、HP等に掲載し、周知に努めています。                              |
| 13             | DVから避難したら終わりだという認識が世間ではまだまだ多いと思う。調停や面会交流等で避難後も続く加害者からの支配によって心理的不調を訴える方はとても多いのに、それに対する相談窓口は明確ではない。男女センターの利用は可能か。あるいは民間カウンセリングルーム、大学等の心理相談窓口なども活用できないか。検討してほしい。 | 配偶者暴力相談支援センターにおいてはカウンセリングを実施しています。神戸市男女共同参画センターにおいては「女性のための相談室」を設置し、生き方、夫婦や親子、職場や近隣の人間関係などのこころの悩み相談、法律相談などを実施しています。                   |
| 14             | DV被害を経験した女性と子どもの心の回復に向けて、母子ともにカウンセリングが受けられるように関係機関につないでほしい。子どもへの心理的影響は深刻である。  | 心理的回復には、カウンセリング等のケアにつながる大切と考えています。利用可能な関係機関について情報提供していきます。  |
| 基本方針4「子どもへの支援」 |   |   |
| 1              | 虐待による子どもへの重篤な被害の背景にDVがある事件が相次いで報道され、虐待事件の背景にDVがある可能性が憂慮される。新たに基本方針4「子どもへの支援」を立てたことに敬意を表する。  | 子どもを守るために、関係機関が連携した支援の一層の強化を目指します。  |
| 2              | 子どもも避難後にトラウマの症状が出てくることがある。DVの発見及びその後のケアのために、トラウマに対する理解やケアを学ぶDV研修を実施し、保育所や学校教職員、スクールカウンセラーに参加してほしい。また、スクールソーシャルワーカーを設置してほしい。(3件)                               | DV被害者支援関係機関担当者向け研修において、トラウマに関する理解やケアについても取り上げていきます。<br>児童虐待に関する資料を作成し、学校において研修を実施しています。スクールソーシャルワーカーは、各区に1人もしくは2名(合計12名)を配置し対応しております。 |
| 3              | DV家庭で育った子ども達の心のケアを充実させてほしい。学校やこども家庭センターなどでカウンセリングを受けられるシステムを作してほしい。   | 中学校では月4回、小学校では月2回以上、スクールカウンセラーを配置しており、児童生徒が相談を受けられる体制を設けております。<br>こども家庭センターに通報・相談があった児童   |
| 4              | DV被害における子どもの影響は、とても深刻なものがあるため、様々な窓口が必要と考える。関係機関と連携し子どもの心のケアを行ってほしい。また、民間団体も含めた支援体制を作してほしい。(2件)  | について、DVのある家庭で育ったことにより心理的ケアが必要と判断した場合には、児童心理司によるカウンセリング等を行っています。<br>新たに大学の心理相談室など専門相談機関による心理的ケアの費用補助の実施を検討してお                          |

|                |  |  |
|----------------|--|--|
|                |  | り、支援体制の充実を図っていきます。   |
| 5              | 安全な面会交流のために、神戸市としてできることを検討してほしい。(3件)   | DVのある家庭の子どもの面会交流については、安全の確保と子どもの最善の利益を図る観点から、国の動きも注視しながら市としての方向性を検討していきます。   |
| 6              | 連携のためのマニュアル等作成はとて重要な取り組みだと思うので、実効性が高いマニュアルが作成されることを期待する。   | 関係機関が連携して支援することが重要と考えており、取り組みを進めていきます。   |
| 基本方針5「推進体制の強化」 |  |  |
| 1              | 市のネットワーク会議に民間支援団体も参加できないか。(2件)   | DV対策関係課長連絡会議及びDV対策ネットワーク会議は、市役所内の仕組みとなります。今回の計画策定の議論には、民間支援団体の方に参加していただきました。今後、DV施策の課題に関するDV検討会に参加していただきたいと考えています。 |
| 2              | 民間支援団体との定期的な情報交換の実施によるさらなる連携の強化を入れてもらい感謝する。  | DV対策施策のさらなる推進のためには民間支援団体との連携が重要と考えており、情報交換に努めていきます。  |
| 参考資料           |  |  |
| 1              | DV被害者支援の実態に関する調査(オ)で、「被害者である親と子どもの関係を壊す」という視点をもって調査してもらったことは、大きなことだと思う。  | DVのある家庭における子どもの虐待被害を見逃さず支援することが重要と考えています。  |
| 2              | 2.神戸市の現状と課題(1)DV被害の状況<br>②保護、入所の状況について、一時保護、母子生活支援施設への入所とされたい。   | ご意見を反映し、追記します。   |
| 3              | (2)DV被害者支援の実態に関する調査 調査対象者が「現在加害者と別居している女性を対象に」と記述されているが、「現在加害者と別居している女性で調査協力が得られた神戸市内に在住の女性」とすべきである。<br>②調査協力者の基本的な属性について、平均年齢だけでなく、40代16人、50代7人…の記述を加えるべき。国籍についても日本籍29人、外国籍1人を追記すべき。<br>③調査内容と課題の後に「調査結果から見えてきた実態と課題について、調査協力者の意見の一部とそこから見えてくる課題は以下の通りである」と説明が必要。<br>貴重な資料であり、被害者にとっても、支援者にとっても役立つものであるため、資料を |  |

|  |                         |  |
|--|-------------------------|--|
|  | 公表し、そのアドレスなどを(注)で示されたい。 |  |
|--|-------------------------|--|

# 神戸市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(第4次)(案)

## ▶ 計画策定の趣旨

DVは、ドメスティック・バイオレンスを略して表記したもので、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あったものからふるわれる暴力」を指し、性別にかかわらず、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVの被害者の多くは女性で、男女の対等な関係作りを進める男女共同参画社会の実現を妨げています。また、DVは、子どもの心身にも大きな影響を与えます。

全ての人々が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力を防止し、暴力を許さない社会を目指す絶え間ない取り組みが必要です。

「神戸市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(第4次)」では、これまでの取り組みを推進するとともに、子どもを守るために関係機関が連携した支援の一層の強化を目指します。

## ▶ 位置づけ

- ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項において市町村が定めるように努めなければならないと規定されている「市町村基本計画」
- ◆国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(平成25年12月26日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)」に基づき、被害者に最も身近な行政主体として神戸市に求められる役割を踏まえた計画
- ◆「神戸2025ビジョン」の部門別計画

## ▶ 計画期間

- ◆令和3(2021)年度から7(2025)年度までの5年間
- ◆法改正や情勢の変化があった場合には、必要に応じて計画の内容を見直します。

## ▶ モニタリング指標

当計画の進捗状況を把握し効果的な推進につなげるため、以下のモニタリング指標を設定し、数値を毎年把握します。

- |                           |                                       |
|---------------------------|---------------------------------------|
| ①神戸市配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 | ④DV予防啓発事業(デートDV出前講座)の市立中学校・高校・高専の実施校数 |
| ②区役所における婦人相談等に占めるDV関連相談件数 | ⑤DV被害者支援関係職員向け研修講座数及び年間受講者数           |
| ③DV関連セミナー・講座の講座数及び受講者数    |                                       |

## ▶ 計画の進捗管理

- ◆当計画に基づき実施した事業については、進捗状況の評価及び検証を実施し、必要があれば計画の見直しを行います。
- ◆年に1回、有識者や関係機関等からなるDV防止対策事業に関する検討会を開催して、事業の進捗について報告し、意見聴取を行います。この検討会の内容については市ホームページで公表します。

- DVは、配偶者や交際相手といった親密な関係における暴力であり、被害を自覚することが難しく、外から見えにくいことから周囲の人も気づきにくい面があります。そのため、被害が潜在化・深刻化するおそれがあり、大きな事件に発展する場合があります。
- 被害者は暴力(身体的、心理的、社会的、経済的、性的等)によって支配されることで無力感を持ち、加害者から逃げるのが困難な場合もあるため、早期の気づきや相談につなげる必要があります。
- このため、啓発の対象者を明確にして内容や方法を検討します。また、支援関係者が被害者に配慮した対応ができるよう、DVに対する理解を深めていきます。

### 目標① 市民のDVの理解を促進し相談機関を周知する

- DV防止キャンペーンの実施等による意識啓発及びDVに関する相談機関の周知
- DVに関するセミナー等の実施による啓発
- 事業者と協働した啓発

### 目標② 子ども・若者に対してDVに関する予防啓発を行う

- 小中学校の人権教育における自分も周りの人も大切にすることを育て暴力の防止につなげる取り組みの推進
- 中学生、高校生、大学生等に対するDVの理解促進とその予防のため啓発の実施

### 目標③ 妊婦・子育て世帯に対してDVに関する予防啓発を行う

- 医療機関等を通じた相談先の周知
- 子育て世帯向け広報媒体を活用した予防啓発

### 目標④ 被害者に適切な対応を図るために必要なDVに関する理解を深める

- 支援関係者に対するDVに関連した研修の実施
  - ・市職員
  - ・教職員・学校関係者
  - ・保健・医療・福祉関係者(保育所職員含む)
- 民生委員等福祉に関係の深い市民に対する啓発
- 民間支援団体との協力・連携による支援者養成のための研修等の実施

- DV被害者と同伴家族の安全を守るため、市の相談機関や関係機関が民間支援団体とも連携し、個人情報厳格に管理しつつ適切な情報提供と助言を行い、被害者が安心して相談できる機会を確保しながら、被害者の自己決定を支えています。
- 高齢、障害、外国人、性的マイノリティの被害者は専門的な支援が必要な場合もあることから、各相談窓口等関連機関や民間支援団体等と連携して支援していきます。

### 目標⑤ 被害者を早期に発見し支援する

- 関係機関での早期発見と対応
  - ・市のあらゆる窓口及び相談機関
  - ・保育所・医療機関や乳幼児健診等
- 早期発見と対応のためのマニュアルの整備と周知
- 配偶者暴力相談支援センター、区保健福祉部の連携と協働
- 関係部署のDV被害者支援の情報共有や協議など連携の強化
- 要保護児童対策地域協議会におけるケース検討

### 目標⑥ 被害者が安心して相談できる機会を確保する

- 配偶者暴力相談支援センターの相談業務の通年実施
- 配偶者暴力相談支援センターと区保健福祉部が連携した相談対応
- 高齢の被害者・障害を持つ被害者に対する支援担当部局と連携した相談支援の充実
- 通訳派遣など外国にルーツを持つ被害者への支援実施
- 相談に関わる職員・相談員の資質向上のための研修実施や二次受傷防止のための取り組みの実施
- メール、SNS等、電話と面談以外の相談方法の検討

### 目標⑦ 被害者を安全かつ迅速に保護する

- 兵庫県女性家庭センターとの連携による被害者の一時保護の実施
- 母子・婦人短期保護事業や市営住宅の目的外使用による避難先の確保
- 民間シェルターへの助成による避難先の確保
- 兵庫県及び他自治体の配偶者暴力相談支援センターとの連携の強化
- 警察との連携の強化
- こども家庭センターにおける子どもの安全の確保

- DVから逃れる際に、被害者は転居、転校、失業、転職、離婚等大きく環境が変化することがあります。被害者が暴力のない当たり前の生活を安心して送ることができるようになるために、住まいや就業など生活基盤の確保を支える総合的かつ長期的な支援を行います。
- DVによる心理的影響は大きく、その回復には時間が必要です。被害者が、心身の健康を取り戻し、安心して暮らしていくための支援体制を構築します。

### 目標⑧ 被害者の新たな生活を確保する

- 被害者のプライバシー及び個人情報の保護の徹底
- 市役所内各部署の情報管理マニュアルの共有と改善
- 民間支援団体に対する助成による同行支援・通訳派遣等の支援の実施
- 保護命令制度の利用に関する支援
- 市営住宅入居選定時の優遇措置の実施及び広報の充実
- 民間住宅に入居するひとり親世帯への家賃補助制度の実施
- 社会福祉施設の利活用
- 被害者の実情に合った児童扶養手当や生活保護など福祉制度利用に関する相談の強化
- 区役所内ハローワーク窓口及びくらし支援窓口における被害者の状況に配慮した就業支援の実施
- 男女共同参画センターやひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の実施
- 養育費確保対策の実施
- 男女共同参画センターによる法律相談の実施
- 県弁護士会や法テラスの紹介など弁護士につながるための支援

### 目標⑨ 被害者がDVの影響から回復して心身の健康を取り戻す

- 配偶者暴力相談支援センター及び男女共同参画センターにおけるカウンセリングの充実
- 被害者の心理的回復のための定期的な講座の実施、被害者の交流の場の提供
- 民間支援団体との連携による被害者の生活の場に根ざした自立生活援助の実施
- 母子関係再構築に有効なプログラムの実施
- こども家庭センター及び区こども家庭支援室におけるDV被害者の子育てに関する相談支援の充実

- 子どもが見ている前で配偶者に暴力をふるうこと(面前DV)は、子どもへの心理的虐待にあたります。また、配偶者だけでなく、子どもも直接暴力を受けることがあります。
- DV相談機関において児童虐待が疑われる場合は、子どもの安全確保のために、被害者である親の意思を尊重しつつ、こども家庭センター等と速やかに連携します。
- 子どもの相談機関においては、DVのある家庭のパワーバランス・支配のメカニズム等について理解して児童虐待とDVの早期発見に努めていきます。
- DVのある家庭の子どもは、暴力行為の目撃など不適切な養育環境に置かれるため精神的に不安定になり、別居して安全な環境へ移った後にも暴力の影響が残り、同居親との親子関係の困難さを抱えることがあります。DV相談機関と子どもの相談機関が連携し、別居後の子育ての支援と、子どもの心理的支援に取り組んでいきます。
- 面会交流は子どもの利益を最も優先して実施されるべきものですが、DVのある家庭の子どもの面会交流の実施については、親同士の合意の形成が難しいこと、子どもの心のケア等さまざまな課題が指摘されています。被害者である親と子どもの安全性等についても特別な配慮が必要です。DVの特性を踏まえた面会交流の考え方や支援のあり方について慎重に検討していきます。

#### 目標⑩ 子どもの安全・安心な生活を確保する

- こども家庭センターにおける子どもの安全の確保(再掲)
- 円滑な転校・就学手続きのための相談支援の実施
- こども家庭センター及び区こども家庭支援室におけるDV被害者の子育てに関する相談支援の充実(再掲)
- 民間支援団体との連携による子どもの学習支援の実施

#### 目標⑪ 子どもの心理的な回復を支援する

- こども家庭センター等における子どもへの相談支援の充実
- 大学の心理相談室など専門相談機関による心理的ケアの実施検討
- スクールカウンセラーの配置等による学校内で子どもが相談しやすい環境づくり
- DVのある家庭の子どもの面会交流の考え方や支援のあり方に関する検討
- 母子関係再構築に有効なプログラムの実施(再掲)

#### 目標⑫ DV担当部局と児童虐待担当部局の連携を深める

- 配偶者暴力相談支援センター、こども家庭センター、区保健福祉部の連携のためのマニュアル等作成

- DV対策施策は多くの部署が連携して実施する必要があります。市役所内に限らず、県や警察、シェルター運営や同行支援等の被害者支援を実施している民間支援団体との連携をさらに深め、ともに被害者に寄り添った支援に努めます。

#### 目標⑬ 推進体制を強化する

- DV施策の課題に関するDV検討会における集中的な協議の実施
- 関係実務者による個々の事案についての対応協議の実施
- 市役所内のDV対策関係課長連絡会議及びDV対策ネットワーク会議を通じた意識向上・情報共有の徹底
- 民間支援団体との定期的な情報交換の実施によるさらなる連携の強化

## 神戸市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(第4次)【参考資料】

### 1. 計画策定の経緯

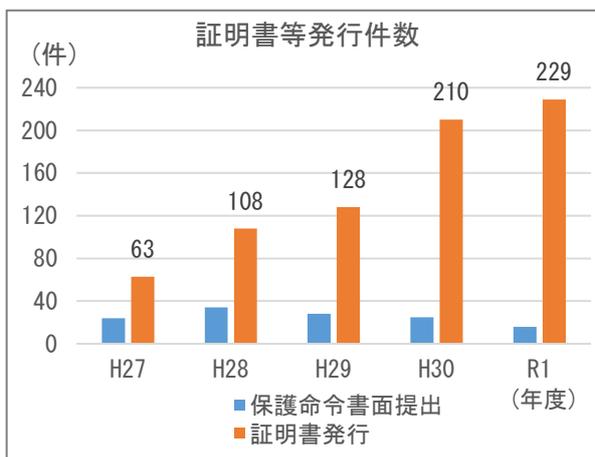
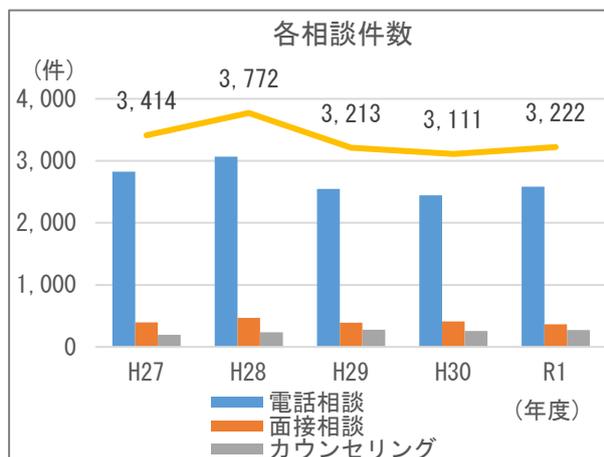
- ① 平成16年4月に「神戸市男女共同参画計画」策定。「女性に対するあらゆる暴力の防止」を重点的に推進すべき施策の1つとして位置づけた。
- ② 平成18年11月神戸市配偶者暴力相談支援センターの業務を開始。
- ③ 平成21年3月「神戸市配偶者暴力対策基本計画」策定。
- ④ 平成23年3月「神戸市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(第2次)」に改定。相談窓口の強化や被害者の子どもへの支援、教育・啓発の強化に重点。
- ⑤ 平成28年3月「神戸市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(第3次)」に改定。関係機関と連携したDV予防・啓発や被害者の保護、被害者と子ども等が回復するための自立支援の一層の推進に重点。
- ⑥ 第3次改定後の法改正等  
令和2年4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の改正施行 児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関係があるとされる配偶者からの暴力の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が法文上明確化、その保護の対象である被害者にその同伴する家族も含めることとされた。

### 2. 神戸市の現状と課題

#### (1) DV被害の状況

##### ①相談状況

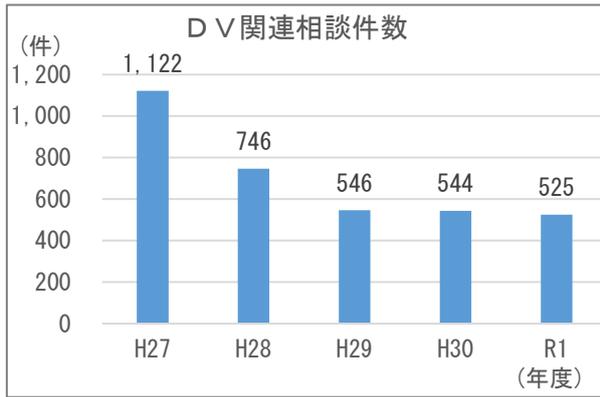
##### ア. 神戸市配偶者暴力相談支援センター



- 総相談件数はこの5年間3,000件以上で推移。
- 令和元年度の割合は、電話相談80.2%、面談11.3%、カウンセリング8.3%である。

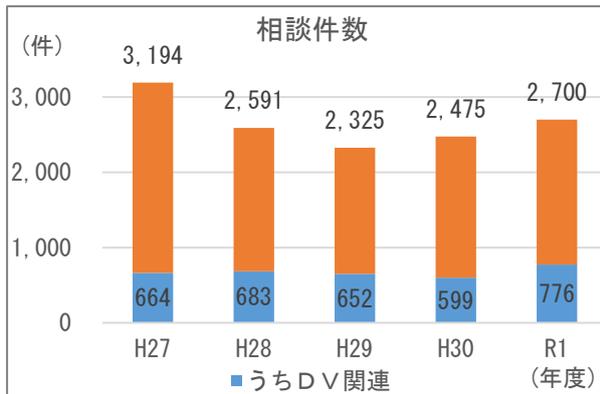
- 証明書発行は年々増加しており、令和元年度は平成27年度の約4倍になっている。

イ. 各区役所こども家庭支援課／支所保健福祉課



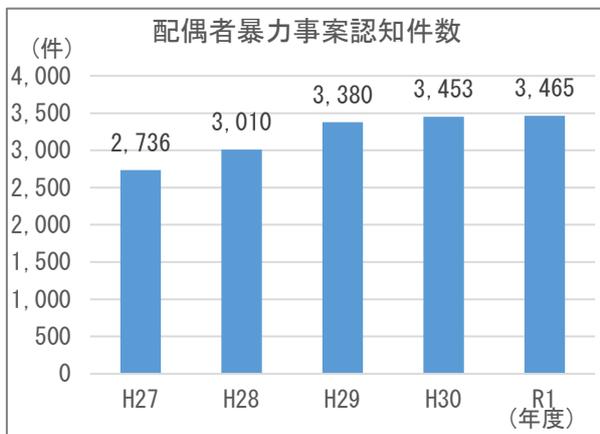
- 各区役所こども家庭支援課／支所保健福祉課では、DV関連相談を含む婦人相談・ひとり親相談に対応している。
- 令和元年度は全体 23,982 件、そのうちDV関連は 525 件で 2.2%であり、過去 5 年間の割合は大きく変動していない。
- 平成 27 年度から平成 29 年度にかけて相談件数は減少しており、その後は横ばいである。

ウ. 兵庫県女性家庭センター



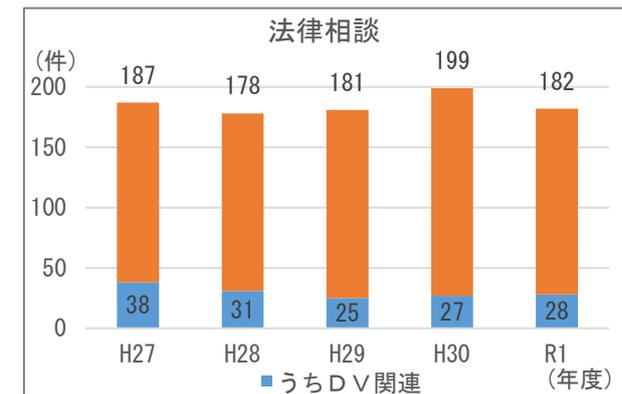
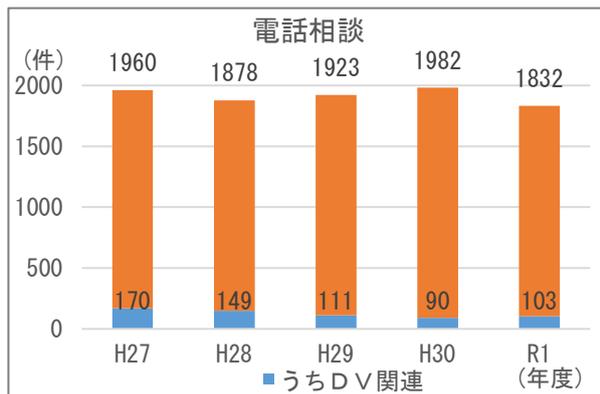
- DV関連の相談件数は、平成 30 年度 599 件に減少したが、令和元年度は 776 件に増加した。
- 割合は、おおむね 2 割から 3 割の間で推移している。

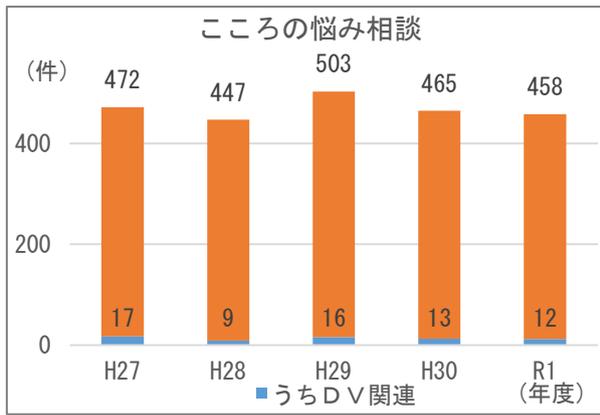
エ. 兵庫県警察本部による件数



- 配偶者暴力事案認知件数は、毎年増加しており、ここ 3 年間は 3,400 件前後で推移している。

オ. 神戸市男女共同参画センターにおける「女性のための相談室」相談件数

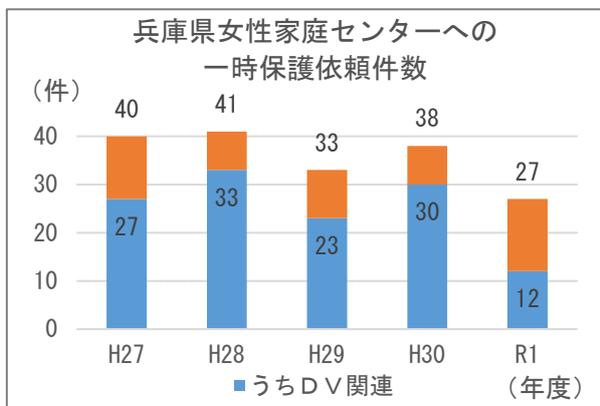




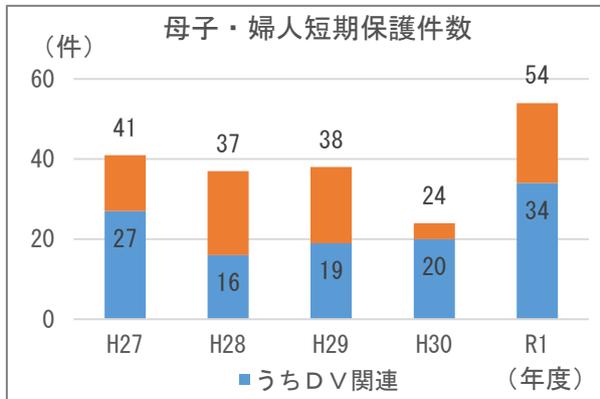
- 男女共同参画センターでは一般電話相談のほか、面談による法律相談とこころの悩み相談を実施している。
- 令和元年度のDV関連の割合は、法律相談で15%と高く、過去5年間14%から20%の間で推移している。一般電話相談で5.6%、こころの悩み相談で2.6%となっており、傾向としてはいずれも減少している。

## ②一時保護、母子生活支援施設への入所状況

### ア. 各区役所こども家庭支援課／支所保健福祉課

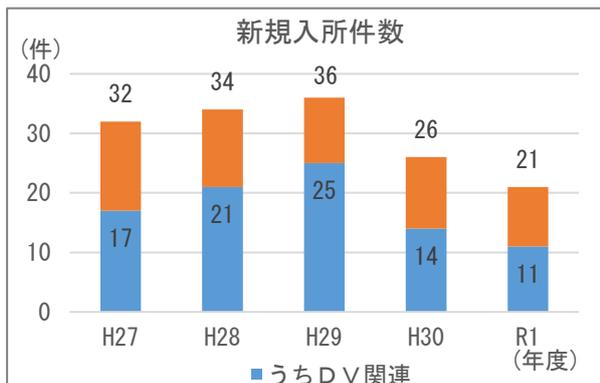


- 女性家庭センターへの一時保護依頼件数は、過去5年間のうち、令和元年度が全体もDV関連も一番少ない。
- DV関連の割合は、6～8割で推移していたが、令和元年度は44.4%と低くなっている。



- 母子・婦人短期保護件数は、令和元年度54件うちDV関連は34件(63.0%)で、過去5年間で一番多い。

### イ. 母子生活支援施設



- 市内7か所ある母子生活支援施設の新規入所件数は、令和元年度21件うちDV関連11件(52.4%)で、過去5年間のうち一番少なくなっている。
- 入所件数が多かったのは平成29年度36件。うちDV関連が25件(69.4%)で、割合も一番多くなっている。

### ③市営住宅の入居状況等

#### ア. 市営住宅定時募集の応募状況

(単位：件)

|                 |              | 平成 27 年度            | 平成 28 年度            | 平成 29 年度            | 平成 30 年度            | 令和元年度               |
|-----------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 募集戸数            |              | 1,493 戸             | 1,604 戸             | 1,695 戸             | 1,650 戸             | 1,210 戸             |
| 応募者数<br>(平均倍率)  |              | 10,250 人<br>(6.9 倍) | 14,306 人<br>(8.9 倍) | 13,952 人<br>(8.2 倍) | 12,080 人<br>(7.3 倍) | 11,118 人<br>(9.2 倍) |
| DV<br>被害者<br>うち | 応募者数<br>(倍率) | 22 人<br>(4.4 倍)     | 20 人<br>(5.0 倍)     | 45 人<br>(4.5 倍)     | 42 人<br>(8.4 倍)     | 32 人<br>(4.0 倍)     |
|                 | 当選者数         | 5 人                 | 4 人                 | 10 人                | 5 人                 | 8 人                 |
|                 | 入居者数         | 4 人                 | 2 人                 | 9 人                 | 3 人                 | 6 人                 |

#### イ. 市営住宅の目的外使用によるDV被害者入居世帯数(入居開始年度別)

(単位：件)

|       | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 入居世帯数 | 5 世帯     | 3 世帯     | 0 世帯     | 4 世帯     | 0 世帯  |

#### 【参考】高齢者虐待防止法に基づく対応件数(全市)

(単位：件)

|        |                | 平成 27 年度        | 平成 28 年度         | 平成 29 年度        | 平成 30 年度        | 令和元年度           |
|--------|----------------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 相談通報件数 |                | 437 件           | 507 件            | 548 件           | 610 件           | 528 件           |
|        | うち虐待判断<br>件数   | 278 件           | 298 件            | 285 件           | 276 件           | 213 件           |
|        | うち配偶者<br>からの虐待 | 83 件<br>(29.8%) | 102 件<br>(34.2%) | 95 件<br>(33.3%) | 76 件<br>(27.5%) | 63 件<br>(29.5%) |

#### 【参考】障害者虐待防止法に基づく対応件数(全市)

(単位：件)

|        |                | 平成 27 年度     | 平成 28 年度    | 平成 29 年度    | 平成 30 年度     | 令和元年度       |
|--------|----------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| 相談通報件数 |                | 62 件         | 79 件        | 49 件        | 79 件         | 59 件        |
|        | うち虐待判断<br>件数   | 15 件         | 4 件         | 11 件        | 27 件         | 9 件         |
|        | うち配偶者<br>からの虐待 | 2 件<br>(13%) | 0 件<br>(0%) | 0 件<br>(0%) | 3 件<br>(11%) | 0 件<br>(0%) |

## (2) DV被害者支援の実態に関する調査

神戸市では、当計画を策定するための基礎資料とするため、神戸市配偶者暴力相談支援センターを利用したことがあるDV被害者のうち、現在加害者と別居しており調査協力が得られた神戸市内に在住の女性を対象に、どのような支援を受け、どのように感じたか等について調査を実施しました。

### ①調査概要

- ・調査期間 令和2年1月11日～2月2日
- ・調査方法 自記式調査及び個別面接調査(60分～90分程度)
- ・調査協力者数 30人

### ②調査協力者の基本的な属性

- ・年齢 40代(16人、53%)、50代(7人、23%) 平均年齢46.2歳
- ・国籍 日本29人 外国籍1人
- ・相手との関係 離婚13人(43%) 別居中8人(27%) 離婚手続中7人(23%)
- ・18歳未満の子の同居 19名(63%)

### ③調査内容と課題

調査結果から見えてきた実態と課題について、調査協力者の意見の一部とそこから見えてくる課題は以下の通りである。

#### ア. DVへの予防・啓発

- ・被害を受けた期間：10年以上の人19人(63%)。長期間に及ぶ人が多い。
- ・6種類(身体的・精神的・経済的・性的・社会的・子どもを利用した暴力)全ての暴力を受けていた：11人(36%)。複数種類の暴力被害を受けている人がある。
- ・DVを受けていることに気づいたきっかけ：友人や家族からの指摘14人(47%)。

#### 《調査協力者の意見》

- ・我慢して気づいていない人が多いと思うので、「こういうのはDVだよ」と気づけるようにするのが大切だと思う。
- ・年代に合わせてジェンダーや人権について気づきを得られるような活動は必要だと思う。

#### 《課題》

- ・相談機関や周囲の人からの指摘で初めてDVと気づく人が多く、被害が長期間に渡っている。早期の段階での気づきのために、DVに対する啓発や相談先の周知はまだ十分とは言えない。
- ・被害者を速やかに相談機関につなぐために相談機関を広く周知することが重要。
- ・若年からの予防啓発が重要。

#### イ. 被害者の保護と安全の確保

- ・被害者が利用する相談機関：[神戸市の関連機関] 配偶者暴力相談支援センターが27人(90%)、区役所の婦人相談8人(27%)、男女共同参画センターの法律相談8人(27%)。満足と感じている人は22人(74%)であった。[その他機関] 警察26人(87%)が、弁護士23人(77%)、法テラス20人(67%)。満足と感じている人は12人(41%)であった。

#### 《調査協力者の意見》

- ・相談機関の助けがなかったら、同居を続けて健康を害したかもしれない。別居の決心やいろいろな手続きなどの相談でとても助けられたと感じている。
- ・警察は事件にならないようにきちんと対応してくれた。

#### 《課題》

- ・配偶者暴力相談支援センターや区役所婦人相談員は、相談者に寄り添った対応とともに、利用可能な支援の案内や各窓口との連絡調整などのソーシャルワーク力の向上が必要。

- ・警察が重要な役割を担っていることから、さらなる連携が求められる。

#### ウ. DV被害者の自立支援

- ・現在仕事をしている人：24人(80%)のうち非正規14人。
- ・就労による年収：200～300万円が24人のうち8人(33%)。
- ・家計：やや苦しい～非常に苦しいが18人(60%)。
- ・福祉制度の利用：利用経験あり23人(77%)、児童手当、こども医療費助成の利用が多い。
- ・これから使用したい制度：ひとり親家賃補助制度が10人(33%)と一番多く、児童扶養手当、ひとり親医療費助成と続く。
- ・相手との関係：別居中(離婚手続きはしていない)8人(27%)、離婚手続中7人(23%)。離婚成立までに時間がかかり、成立していない人が多い。
- ・配偶者暴力相談支援センターのカウンセリングやサポートカフェ等の心理的支援は、満足度が高い。

#### 《調査協力者の意見》

- ・必要に応じて制度を利用したいが、どれが利用可能なのかわからない。
- ・無職なのでいい環境の部屋が借りられないので、住宅支援というか保証人とかそういうのがあったらいいと思う。
- ・離婚が成立していなくても困っている人が経済的に支援されて助けられたらと思う。自分が頑張りすぎてつぶれてしまわないように、子どもも健全な心で生活できるようになればと思う。

#### 《課題》

- ・DVから逃れた被害者の自立を支援するには、就業支援、ニーズに応じた福祉施策の適用、心理的支援など、総合的支援が必要。

#### エ. 推進体制の強化

#### 《調査協力者の意見》

- ・受けられる支援は区役所内でフロアが違うので、ソーシャルワーカー的な人がいたらいいと思う。
- ・民間支援団体に、具体的援助、生活再建に向けての家探し、調度品等の買い物、行政への相談等、同伴し見守りながら先に進める準備をしてもらった。

#### 《課題》

- ・区役所の婦人相談員のソーシャルワーク機能体制の充実。
- ・民間支援団体への財政的支援、連携の継続。

#### オ. 子どもに関する相談及び面会交流について

- ・DV加害者と同居していた時期に虐待を経験した子ども：56人のうち55人(98%)。面前DV54人(96%)、DV加害者から子どもへの直接的虐待41人(73%)、被害者である親と子どもの関係を壊す34人(61%)。
- ・子どもの相談先：学校10人(50%)、保育所・幼稚園等4人(20%)
- ・面会交流の状況としては、離婚済みであり20歳未満の子どもと同居している7人のうち、面会交流を経験しているのは4人(57%)。面会交流を実施していない理由としては、子どもが会うのを拒否、相手が約束を守らない、会わせることの不安、などが挙げられる。

#### 《調査協力者の意見》

- ・子どものためにどうするのがいいかわからなかった。ひとりで子どもを育てて、教育をきちんと受けさせられる自信がなかった。
- ・私のようにDVで逃げた人たちにも面会交流を積極的に進めるのはいいのかと思う。子どもも本当に行きたくないって言っていたのにすごく頑張って行っていた。
- ・子どものことの相談ができたり、子どもにも何かプログラムがあればと思う。

#### 《課題》

- ・DVのある家庭では子どもも被害を受けていることが多く、DV相談機関と子どもの相談機関が連携して支援にあたることが重要。
- ・面会交流については、子どもの意思を尊重する仕組みや面会交流の安全な場の提供などの

支援が考えられる。

※より詳細な調査結果報告については、以下の神戸市HPをご参照ください。

第1回神戸市配偶者等暴力(DV)対策基本計画策定に関する有識者会議

資料7 DV被害者支援の実態に関する調査報告(概要)

[https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/shise/committee/kodomokatekyoku/dv\\_keikaku.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/shise/committee/kodomokatekyoku/dv_keikaku.html)

### (3) 「神戸市配偶者暴等暴力(DV)対策基本計画(第3次)」の取り組み内容と課題

#### 基本方針1 DVの予防・啓発

##### ア. 主な取り組み内容

- ・女性に対する暴力をなくす運動(パープルリボンキャンペーン)の実施をはじめとするDV相談機関の周知
- ・児童虐待防止キャンペーンと連携した啓発活動の実施
- ・民間団体の協力を得た中学校・高校への出前授業によるDVの理解促進・予防啓発
- ・市職員・教員・関係機関に対するDV研修の実施

##### イ. 課題

- ・市民向けの啓発について、SNS等の活用による効果的な方法をさらに検討。
- ・広い啓発と合わせて、被害者に届きやすいようターゲットを絞った啓発の検討。
- ・希望する中学校・高校に対し、デートDV予防啓発の出前授業を実施しているが、実施校が増加しない状況にあることや大学生に対する予防啓発はリーフレットの送付にとどまっているため、さらなる教育・啓発の充実を図る必要がある。

#### 基本方針2 DV被害者の保護と安全の確保

##### ア. 主な取り組み内容

- ・配偶者等暴力相談支援センターにおける電話と面接での相談対応(年末年始を除く毎日9時~17時)
- ・配偶者暴力相談支援センターと区こども家庭支援課(婦人相談員)が連携した相談対応
- ・配偶者暴力相談支援センター相談員を対象としたスーパーバイズ研修や法律分野の支援制度による、質の確保・向上
- ・緊急一時保護では、兵庫県女性家庭センターや警察との連携による被害者の安全確保
- ・民間シェルターへの助成実施による避難先の確保

##### イ. 課題

- ・配偶者等暴力相談支援センターにおける、メール等、その他の相談方法の検討。
- ・相談者に総合的な支援を行うことができるよう相談員のソーシャルワークスキルを上げることが必要。
- ・区婦人相談員は各区1名から2名で対応しており、専門的な対応能力の向上や、被害者から深刻な相談を受けることによる二次受傷を防止する取り組みが必要である。
- ・DVと児童虐待が密接に関係していることが指摘されている。被害者である子どもの支援のためにも、これまでの対応について、配偶者暴力相談支援センターとこども家庭センター、区こども家庭支援課等の情報共有や支援方法の流れを検証して整理し、一定のルールを作る必要がある。

#### 基本方針3 DV被害者の自立支援

##### ア. 主な取り組み内容

- ・民間支援団体への助成による同行支援・通訳派遣等の支援活動の実施
- ・市営住宅入居者選定時の優遇措置・ひとり親世帯家賃補助制度など住まいに関する支援
- ・配偶者暴力相談支援センター及び男女共同参画センターにおけるカウンセリングの実施
- ・市関係部署及び他自治体等との情報受け渡しによる情報管理の徹底

##### イ. 課題

- ・DV被害者の個人情報保護の徹底のため、関係機関への繰り返しの周知や研修が必要。
- ・住居の確保は重要であり、利用できる制度を十分に説明するとともに、母子生活支援施設をはじめとする社会福祉施設の利用につなげる必要がある。
- ・DV被害の影響を受けた子どもの心理的ケアの仕組みがあることが望ましい。

## 基本方針4 推進体制の強化

### ア. 主な取り組み内容

- ・DV対策関係課長連絡会議及びDV対策庁内ネットワーク会議を通じた意識・情報共有
- ・民間支援団体との定期的な情報交換による連携の強化

### イ. 課題

- ・切れ目のない支援のためには、個々の事案についての対応の協議に止まらず、DVの理解促進のための研修や定期的な情報交換における効果的な連携方法を検討するなど、さらなる連携強化を目指す必要がある。

### 数値目標に対する進捗状況

|                              | 項目  | 当初数値                       | 令和2年度<br>目標 | 令和元年度<br>実績                             |
|------------------------------|---|----------------------------|-------------|---|
| 成果<br>指標                     | 夫婦間における「平手で打つ」行為の暴力としての認識度                  | 73.8%<br>(平成27年度ネットモニター調査) | 100%        | 79.4%<br>(インターネット調査)                    |
|                              | 夫婦間における「なぐるふりをしておどす」行為の暴力としての認識度            | 64.4%<br>(平成27年度ネットモニター調査) | 100%        | 71.3%<br>(インターネット調査)                    |
|                              | DVの相談窓口の認知度                                 | 50.5%<br>(平成27年度ネットモニター調査) | 70%         | 24.4%<br>[神戸市DVセンターの認知度]<br>(インターネット調査) |
| 達成<br>目標                     | DV予防啓発事業実施校累計(市立中学校)(学校独自の取り組みを実施した学校を含む)   | 26校<br>(平成26年度)            | 全校(82校)     | 累計41校/82校<br>(令和元年度実施12校)               |
|                              | DV予防啓発事業実施校累計(市立高校・高専)(学校独自の取り組みを実施した学校を含む) | 7校<br>(平成26年度)             | 全校(10校)     | 累計7校/10校<br>(令和元年度実施3校)                 |
|                              | DV被害者支援関係職員向け研修年間受講者数                       | 1,219人<br>(平成26年度)         | 1,500人      | 935人                                    |
|                              | DV被害者支援関係職員以外向け研修においてDVに関して説明を受けた年間受講者数     | 755人<br>(平成26年度)           | 1,000人      | 462人                                    |
|                              | DV被害者支援者養成研修の年間受講者数                         | 77人<br>(平成26年度)            | 100人        | 50人                                     |
|                              | DV対策関係課長連絡会議及びDV対策庁内ネットワーク会議の年間開催回数         | 1回<br>(平成26年度)             | 2回          | 0回<br>(コロナで実施できず)                       |
| モニタ<br>リ<br>ン<br>グ<br>指<br>標 | 神戸市配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数(電話相談・面接相談・カウンセリング) | 3,324件<br>(平成26年度)         | —           | 3,222件                                  |
|                              | DV関連セミナー・講座受講者数                             | 65人<br>(平成26年度)            | —           | 102人<br>(DV情報提供会・DV防止セミナー)              |
|                              | DV被害者の心理的回復のための事業の参加者数                      | 93人<br>(平成26年度)            | —           | 101人<br>(サポートカフェ・グループカウンセリング)           |